

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議(案)

一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について「立法府の総意」を取りまとめられるよう検討を行うものとすること。

三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴つて国民生活に支障が生ずることがないようとするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たつては、広く国民の理解が得られるものとなるよう万全の配慮を行うこと。

右決議する。